C_{18} ＝ 0.027
C_{19} ＝ 0.032
C_{20} ＝ 0.032
C_{21} ＝ 0.032
C_{22} ＝ 0.032
C_{23} ＝ 0.031
C_{24} ＝ 0.025
C_{25} ＝ 0.025
C_{26} ＝ 0.003
C_{27} ＝ 0.002
C_{28} ＝ 0.0012

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.045
E_{21} ＝ 0.043
E_{22} ＝ 0.045
E_{23} ＝ 0.044
E_{24} ＝ 0.035
E_{25} ＝ 0.034
E_{26} ＝ 0.004
E_{27} ＝ 0.002
E_{28} ＝ 0.0016

C_{18} ＝ 0.033
C_{19} ＝ 0.032
C_{20} ＝ 0.032
C_{21} ＝ 0.033
C_{22} ＝ 0.033
C_{23} ＝ 0.026
C_{24} ＝ 0.025
C_{25} ＝ 0.004
C_{26} ＝ 0.003
C_{27} ＝ 0.002

D_n　地防法第 4 条の規定に基づく公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舎で、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築事業又は地震による倒壊の危険性が高いものの補強事業に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

E_{20} ＝ 0.045
E_{21} ＝ 0.044
E_{22} ＝ 0.046
E_{23} ＝ 0.036
E_{24} ＝ 0.035
E_{25} ＝ 0.006
E_{26} ＝ 0.004
E_{27} ＝ 0.002